

左記ノ通り

記

一 紛議發生ノ場所

城東區北砂町九ノ二〇番地

二 發生解決年月日

昭和十二年七月五日發生 同七月二十一日解決

三 事業主側

(1) 名 種 小泉ポイント株式会社

(2) 所在地 城東區北砂町九ノ二〇番地

(3) 事業主 任所 右ニ同 小泉勝吉

(4) 事業種類 パイント製造

(5) 企業系統 ナシ

(6) 資本金 六十万圓(払込二十六万二千七百五十圓)

(7) 使用労働者数 二五名(本工)

(8) 労働賃銀

日給最高二圓三十五錢

最低八十錢 平均一圓七十錢

(9) 退職制度並福利施設 ナシ

(10) 事業主団体 塗料商組合

四 労働者側

(1) 紛議参加人員 一名(男)

(2) 組合關係並後援団体 ナシ

五 紛議發生ノ原因

標記工場ニ在リテハ本年四月二十七日全従業員連名ニテ物價騰貴ニヨル賃銀ノ三割値上ヲ社長 小泉勝吉ニ嘆願セルカク支配人中川 宏ハ従業員ノ態度不穩増ナリトシ嘆願書ヲ撤回セシメ自己ニ一任セシメタリ 其ノ後何等ノ回答ナク為従業員中ノ古谷者 田口 小澤 吉田 藤森 長塩等ハ五月三日午前十時全従業員ヲ代表シ支配人ノ回答ヲ求メタルニ回答ニ裁